過疎化・高齢化の進む農山村地域の再生について

【関係省庁】総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

過疎化・高齢化により、人材不足や仕事の確保、生活環境の改善な ど課題が山積する農山村地域が、**国民の生命を守る「命の里」として** 再生していくため、次のとおり提案します。

<京都府からの提案>

京都府では、地域の自立的な取り組みに基づき、地域の持続的な発展が図られるよう、「命の里」の再生事業に取り組んでおり、全国の過疎地域のモデルになるものであることから、地域活性化を総合的に支援する特区制度を創設し、次の制度創設や規制緩和を行うこと。

1 過疎地域の暮らしを支える新たな法人制度を創設すること

地域住民と行政の中間に位置し、地域住民のニーズを的確に捉え、「新たな公共」として、生活交通などの暮らしを支える非営利事業と地域ビジネスなど雇用を支える営利事業を一体的に実施する新たな法人制度(地域コミュニティ法人)を創設し、法人税の減免やみなし寄付金制度の適用等の優遇措置を講じること。

2 地域主体の事業を円滑に行えるよう規制を緩和すること

地域の暮らしを支え雇用や所得を確保するため、地域住民の創意工夫による地域資源を有効に活用した地域主体の事業が円滑に実施できるよう、次のような地域資源の活用等に係る規制を緩和すること。

<例示>

- ○高齢者や子どもなどの生活交通の確保を進めるため、過疎地有償 運送に係る大臣許可の緩和
- ○地域資源としての再生可能エネルギーの活用を進めるため、小水力発電に係る河川法の水利権許可や電気事業法の維持運用の規制の緩和など

京都府の現状・課題等

〇目的別に複数法人の設立は困難

過疎高齢化でリーダー等の人材が不足する農山村地域では、過疎地有償運送等の非営利事業や特産品販売等の営利事業など、目的別に複数の法人を設立していくことは困難。

また、地理的条件等から事業の収益性が低いため、規制緩和により事業化のハードルを下げるとともに、法人税の減免やみなし寄付金制度の適用等により利益確保を支援し、地域の雇用創出を促進する必要。



□現行の法人制度と新たな法人制度の違い

	株式会社等	NPO	地域コミュニティ法人 (過疎・高齢化地域限定)
事業活動	口営利事業 ※過疎地有償運送は実施 できない	口非営利(公益的)事業中心 ※収益事業の範囲・規模に制 限あり	□営利事業と非営利事業を 一体的に制限なく実施可能
課税措置	口全所得課税	口収益事業のみ課税 ※収益事業の利益と非営利 事業の赤字を合算できない	□全所得課税 □法人税、住民税等の減免
利益配分	□可能	□不可	□法人の構成員や出資者で ある地域住民へ配分可能
みなし寄 付金制度	□利用不可	口認定 NPO のみ利用可能 ※認定 NPO の取得は極めて 困難	□利用可能

〇地域コミュニティ法人(地域連携組織)

京都府では、過疎地域の暮らしを支える「新たな公共」の育成に向け、地域の複数集落と NPO 等の多様な主体が連携した「地域連携組織」の設立と活動支援を推進。現在、10 組織が設立され、再生計画づくりや地域ぐるみの基盤整備など多様な取組を実施。平成 25 年度までに計 50 組織を育成予定。本年度からは、組織の法人化、行政や民間人材の派遣、地域人材の育成、生活交通や定住促進など地域提案による事業を柔軟に支援予定。



○地域資源の活用に関する規制等に関する課題

課題	内 容
□過疎地有償運送に係る運営 協議会の合意義務の緩和	◇過疎地有償運送を実施するため必要となる運営協議会の同意は参加が求められているタクシー、バス会社の同意が困難であるため、過疎地域と病院、スーパーなど生活に最低限必要な施設を結ぶ有償運送については、協議会の合意義務を緩和し市町村長の同意で実施可能とすべき。
□小水力発電に係る河川法の 水利権の許可権限の市町 村への委譲	◇水利使用の取得は下流域の水利権者の調整等が困難であるため、河川流量等に新たな影響を及ぼさない等市町村長の判断により取り組みが行われるようすべき。
□小水力発電に係る電気事業 法の維持・運用の手続きの 緩和等	◇主任技術者の必置義務などが運営コストの課題となるため、設置が必要となる設備 の出力基準、送電施設と利用施設の同一敷地内設置の規制の緩和等、比較的人口 が疎らな農山村地域における小水力発電の規制の見直し。
□小水力発電の売電価格の 引き上げ	◇発電施設運営を経済的に自立させるため、太陽光と同様に固定買取制度において 採算性が確保できるような売電価格の設定を行うべき。

【京都府の担当部局】

農林水産部 農村振興課 075-414-4906